

競争資金等の取扱いに関する規則

(目的)

第1条 この規程は、クラスターダイナミクス株式会社における競争資金等の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用の防止とその適正な管理について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「競争資金等」とは、国または独立行政法人、公益財団法人等から配分される公募型の研究資金をいう。

2 この規程において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実態を伴わない旅費、給与の請求等、虚偽の書類によって法令等に違反した公的研究費の使用をいう。

(責任体制)

第3条 競争資金等の適正な管理のため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 最高管理責任者は、法人全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、代表取締役社長がその任に当たる。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理の実務について責任と権限を持つものとして、技術担当取締役がその任に当たる。

4 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとして、経営企画室室長がその任に当たる。

(適正な運営・管理)

第4条 コンプライアンス推進責任者は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認められる場合は、当該理由を確認し、必要に応じて改善を指導しなければならない。

(不正防止計画の推進および内部監査)

第5条 全体の観点から不正を防止するため、経営企画室内に、不正防止計画の推進及び内部監査部署を置き、意識向上を目的とした研修、不正防止計画の策定、内部監査、特別監査等を随時実施する。

(相談窓口)

第6条 競争資金等に係る相談・通報窓口は、経営企画室とする。

2 相談窓口は当社ホームページにて公表する。

(調査等)

第7条 告発等の取扱い及び調査等については、「競争的資金に係る研究活動の不正行為への対応に関する指針」に基づいて行うものとする。

2 不正があると認定されたときは、最高管理責任者は是正措置及び再発防止措置を講ずるものとする。

(結果の公表)

第8条 調査の結果、不正を認定したときは、合理的な理由のため非公表とする必要がある

と認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。

(不正に対する処分)

第9条 不正を認定したときには、適正に処分を行うものとする。

2 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて刑事告発や民事訴訟などの法的措置をとることができる。

3 不正に関与した業者に対しては、取引停止等の措置を講ずるものとする。また、不正の内容が、悪質性が高い場合は、必要に応じて刑事告発や民事訴訟などの法的措置をとることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、代表取締役社長が別に定める。

2019年12月11日制定